

## 平成29年度 日本医師会事業計画

世界に類を見ない少子高齢社会において、国民が生涯にわたり健やかでいきいきと活躍し続ける“健康長寿社会”“生涯現役社会”を実現していくためには、保健・医療・福祉をつかさどる医師の役割が今後ますます重要になる。

日本医師会は、医師がその職責を十分に果たせるよう、医療政策を主導していくなかで、国民の生命と健康の保持・増進に努めていく。

一方、高齢化に伴う多死社会に備え、患者の尊厳に配慮した終末期医療の在り方について、今、改めて国民と共に考えていく。その上で、患者の意思決定を支援するための適切な体制づくりと、患者の意思を尊重した医療提供体制について、広く提唱していく。

今後予見される社会保障費の増大については、医療保険財政への影響から国民皆保険が揺るがぬよう、医療界の自発的な取り組みを推進するなかで、適切な財源の確保についても求めていく。とりわけ高額薬剤への対応にあたっては、適正使用の推進をはじめ、薬価算定の仕組みについて見直しを図っていく。

また、平均寿命と健康寿命の間にある約10年の差を埋めるべく、医療等IDを活用した生涯保健事業の体系化等による健康寿命の延伸に取り組むとともに、国民全体の健康に対する意識を高めていく。

さらに、子育て支援に向けた環境整備等に努めていくなかで、少子化対策にも取り組んでいく。

医療は、人びとに安全と安心を約束し、社会に安定と活力をもたらす素であり、国民皆保険の理念の下、いつでも、どこでも、そして誰もがその恩恵を享受できなければならない。そのため、住民に必要な医療・介護を過不足なく提供し続けていけるよう、かかりつけ医を中心とした医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に向けた都道府県医師会並びに郡市

区等医師会の活動を、引き続き全力で支援していく。

あわせて、医師の偏在対策や新たな専門医の仕組みづくりなど、医療をとりまく様々な課題に対しては、自主的且つ自律的な取り組みをもって、国民の信頼に応えていく。

そして、これらのことがさらなる実効を上げられるよう、わが国すべての医師に幅広い連帯を呼びかけながら、医師の職能団体としての在り方等についての検討を進め、より一層の組織強化を図っていく。

以上のような基本的な認識に基づき、日本医師会は平成 29 年度事業計画として、各種会内委員会等からの提言の積極的活用と、日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化をはじめ、当面する 19 の重点課題について、地域に密着した医師会活動を基本に、その関連諸施策の推進を図る。

また、日本医師会治験促進センター、女性医師支援センター並びに電子認証センターの運営についてもさらなる充実を図り、『日本医師会綱領』の精神を遵奉しながら、わが国の医学・医療の進歩並びに医療提供体制の拡充に尽力していく。

## ○ 重点課題一覧

1. 医療政策の提言と実行
2. 医の倫理・医療安全対策の推進と医療事故調査制度の円滑な運営に向けた取り組み
3. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進
4. 生涯教育の充実・推進
5. 日本医学会とのさらなる連携の強化
6. 医療分野における IT 化の推進
7. 広報活動の強化・充実
8. 国際活動の推進
9. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み
10. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・再興
11. 医療関係職種等との連携及び資質の向上
12. 医業税制と医業経営基盤の確立
13. 日本医師会年金の運営強化と会員福祉施策の充実
14. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮
15. 今後の大規模災害対策
16. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化
17. 日本医師会治験促進センターの運営
18. 日本医師会女性医師支援センターの運営
19. 日本医師会電子認証センターの運営

## 1. 医療政策の提言と実行

社会保障費は、医療、介護等を中心に今後も増加することが見込まれる一方、財政を緊縮しようとする立場から、成長戦略や規制緩和の名のもとに、引き続き保険給付範囲を狭める圧力が続く。未曾有の少子高齢社会が進展し、人口も減少していくなかで国民皆保険を堅持していくため、財政主導ではなく、われわれ医療側から、過不足ない医療が提供できるよう、あるべき姿を提言していく。

## 2. 医の倫理・医療安全対策の推進と医療事故調査制度の円滑な運営に向けた取り組み

『医の倫理綱領』、『医師の職業倫理指針（第3版）』を広く周知徹底し、より実践的な医の倫理の向上を図る。特に、医師の日常的自浄作用、患者の個人情報保護、診療情報の提供については、医師の責務として一層の普及、定着を推進する。

患者の安全確保と医療の質の向上を最優先課題として、医療安全確保対策、会員の倫理及び資質の向上に取り組むとともに、日本医療機能評価機構と共同で開催する「医療対話推進者養成セミナー」等を通じて、医療関係者と患者の相互理解、対話の促進に取り組む。

医療事故調査制度の円滑な運営に向けては、とりわけ医療事故調査等支援団体相互の連携を通じ、国民の信頼に応え得る体制を構築できるよう、都道府県医師会、郡市区等医師会、関連学会や団体等とともに積極的な取り組みを進めていく。また、本制度において、医療事故調査・支援センターとして厚生労働大臣の指定を受けた日本医療安全調査機構に対しては、引き続き各学会等と協調し、財政面・運営面からの連携と支援を行う。

## 3. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進

『日本医師会綱領』を基本理念に、真に国民に必要な保健・医療・福祉

の実現を目指していくため、病院団体等の医療関連団体をはじめ、様々な分野の団体とも連携を深めていく。

あわせて、医師会間の一層の連携強化と公益性の深化を図るための具体的方策の検討を進めるとともに、都道府県医師会との会員情報の相互利用に向け、照会機能の提供をはじめとする取り組みを推進する。

勤務医については、労働環境の改善を図るため、会内の関係委員会で検討を行う。また、医師会活動への積極的な参画を呼びかけるとともに、意見を広くくみ上げるための方策について検討する。

女性医師については、日本医師会女性医師支援センターを中心に就業支援策等を講じる他、会内委員会に女性医師を積極的に登用するなど、医師会活動への参画に向けて、引き続き取り組んでいく。

研修医については、会費無料化を契機にさらなる入会促進を図る。

医学生については、無料情報誌『ドクターゼ』の発行等を通じた支援を継続して行う。

以上のような取り組みの紹介をはじめ、日本医師会に入会する意義・メリット等をわかりやすくまとめた冊子『ドクターゼ 別冊』を広く配布するとともに、勤務医、女性医師、研修医、医学生それぞれのニーズに応える取り組みをより一層推進していくことで、さらなる組織強化を目指していく。

#### 4. 生涯教育の充実・推進

日本医師会生涯教育制度については、会員・非会員を問わず、多くの医師が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう広く周知し、制度の定着を図る。また、『日本医師会雑誌』に掲載している生涯教育「問題解答」やeラーニングの充実など、引き続き履修環境の整備に努める。さらに、都道府県医師会・郡市区等医師会による生涯教育制度の一括申告の事務手続き軽減に向けて、昨年度開発した生涯教育管理システムの活用を促進す

る。

「指導医のための教育ワークショップ」については、引き続き日本医師会主催で実施するとともに、都道府県医師会が開催するものについても支援を行っていく。

新たな専門医の仕組みづくりに向けては、プロフェッショナル・オートノミーに基づき、引き続き医学界・医療界が協調して、地域医療へ影響を及ぼさない形での構築を目指す。また、日本専門医機構に対しては、適切・円滑な運営に向けて、積極的な支援を行う。

電子書籍サービス「日医 Lib」については、『日本医師会雑誌』をはじめ、都道府県医師会発行物を順次掲載するなど、コンテンツの充実に努めていくとともに、今後、より多くの会員に利用されるよう積極的な広報に努める。

医学の進歩・発展に寄与することを目的に、国際的に未発表の医学論文を広く募集し、厳正な査読の上で掲載に値すると判定された論文を世界に発信するための英文学術専門誌の年度内刊行に向け、準備を進めていく。

## 5. 日本医学会とのさらなる連携の強化

日本医師会と日本医学会が相携え、わが国の医学・医術のさらなる発展に貢献するとともに、安心・安全で良質な医療の確保と推進を目指す。

また、日本医学会が主催するシンポジウム、公開フォーラム並びに平成31年4月に開催予定の第30回日本医学会総会等に対して、積極的な支援を行う。

さらに、社会性の高い問題にあたっては、緊密な連携の下に適正な対応を図るとともに、日本医学会を通じ各学会員に医師会活動の啓発を行うことで、相互連携の強化を図る。

## 6. 医療分野における IT 化の推進

医療分野における IT 化に関しては、マイナンバーとは異なる医療分野専用の番号（医療等 ID）の制度設計をはじめ、医療情報を守る医療提供者としての立場から、真に国民の医療にとって有益な IT 化を進展するべく具体的な提言を行い、対策を講じていく。

昨年 6 月に発表した「日医 IT 化宣言 2016」に基づいて、国民・患者のプライバシーをしっかりと守りつつ、ネットワーク上での医療情報を高いセキュリティを確保した上で、医療連携や医学研究のために適切に活用し、医療の質の向上等、わが国の医療体制をより高い水準に押し上げる。とりわけ全国規模の「医療等分野専用ネットワーク」の構築に向け、国や関係各所に対し積極的に働きかけを行っていく。

また、政府における管理医療・医療費抑制の手段として、医療分野の IT 化が拙速に進められないよう、注視していく。

## 7. 広報活動の強化・充実

日本医師会の主張や見解を国民に浸透させていくため、引き続き定例記者会見を実施していくとともに、その内容を『日医ニュース』、「日医白くま通信」、ホームページ上での映像配信などを通じて、広く伝えていく。また、若手記者（一般紙・業界紙）との定期的な勉強会である定例記者懇話会についても、引き続き開催していく。

都道府県医師会の協力の下で番組作りを行っている「テレビ健康講座 ふれあい健康ネットワーク」については継続して放映していく他、新聞への意見広告についても、適宜行っていく。

「日本医師会 赤ひげ大賞」、「心に残る医療」体験記コンクールと「生命（いのち）を見つめる」フォトコンテストを一体化した新規事業である「生命（いのち）を見つめるフォト&エッセイ」等の顕彰事業についても引き続き実施し、国民と医療関係者のより良い信頼関係の構築を目指して

いく。

医師会の組織強化に向けた広報についても、重点的に取り組んでいく。

日本医師会ホームページについては、日医発信ニュースのポータルサイト「日医 on-line」の充実等、アクセス数の拡大に向けてより魅力あるページづくりに努めていくとともに、各種講習会・研修会等の映像も積極的に配信していく。

都道府県医師会及び郡市区等医師会との双方向かつ速やかな情報交換に向けては、文書管理システムの機能強化を図るとともに、メーリングリスト、テレビ会議システムによるセミナー配信などのさらなる活用により、円滑に行っていく。

## 8. 国際活動の推進

グローバル・ヘルスを国際活動の主軸として推進するために、国際機関や各国医師会との連携を深める。

アジア大洋州医師会連合（CMAAO）では、事務局として各国間の情報交換を活発にし、組織の活性化を支援していく。また、本年 9 月、横倉会長が CMAAO 会長に就任し、「Terminal Illness of Aging（高齢者の終末期医療）」をテーマに東京総会を主催する。この地域のプラットフォームから、世界医師会（WMA）に対しては、理事国として引き続き積極的な提言を行っていく。

また、昨年 10 月の台北総会において、横倉会長が WMA 次期会長に選出され、本年 10 月のシカゴ総会において、日本医師会長として 3 人目となる WMA 会長に就任することから、横倉会長の WMA 会長としての活動を支援していく。

国際保健検討委員会においては、「国際的観点から見た地域医療と国民皆保険」について検討し、WMA 及び CMAAO と連動して活動をより一層強化していく。



次世代につながる国際保健の人材育成に貢献しているハーバード大学公衆衛生大学院武見国際保健プログラムについては、応募、選考などを含めて日本医師会が主導的運営を行い、引き続き同大学院との協力関係を維持していく。また、設立 35 周年を記念したシンポジウムを開催する。

その他、日本医師会英文ホームページを通じて、日本医師会の国内外の活動を紹介していく。

## 9. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み

今後の超高齢社会では、質が高く充実した医療がますます必要になる。そのため、地域に密着した有床診療所を含む診療所や中小病院を活用し、入院や施設の利用を併用する日本型在宅療養がより一層推進されるよう、関係各部署間の連携を密にし、国民の多種多様なニーズに応じていく。

平成 30 年度の診療報酬と介護報酬の同時改定に向けては、会内委員会における検討の他、中央社会保険医療協議会や社会保障審議会介護給付費分科会での検証・検討を踏まえた上で、国民にとってより良い体系となり、地域における医療・介護サービスの適切な提供を可能とする制度となるよう対応していく。

指導、監査、施設基準の適時調査の運用の見直しについては、現場の混乱を縮小するために、引き続き厚生労働省当局と協議を行い、改善を図っていく。地方厚生（支）局間にある運用の差異についても是正するよう、働きかけを行っていく。

介護療養病床や医療・介護の連携の在り方などについては、介護保険法令の改正が必要な事項の検討について、対応していく。

地域包括ケアシステムの構築においては、郡市区等医師会が中心となって医療・介護連携を推進することが必要不可欠である。今後、介護予防事業をはじめとする新しい地域支援事業が全市町村で実施される際、地域リハビリテーションに関する事業や在宅医療・介護連携推進事業などの施策

等に都道府県医師会及び郡市区等医師会が積極的に関わることを支援する。

## 10. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・再興

すべての国民への平等で良質なサービスの提供を目指し、地域における保健・医療・福祉の連携と、医師会が中心となった医療関係職種間の連携を推進し、かかりつけ医機能を中心に据えた、診療所や病院によって担われる地域医療のさらなる充実を目指す。とりわけ医師会共同利用施設を地域医療・地域保健の中核的役割を担う拠点として、地域住民の保健・医療・福祉の向上に役立てる。その際、地域医師会のリーダーシップの下で、かかりつけ薬剤師のいる薬局との連携が地域住民の保健・医療・福祉に資するよう取り組む。

医師の需給・偏在問題については、これまで提言してきた施策の実現を中心に、医師の自主性と自律性を発揮しながら、その解消に努めていく。

病床機能報告制度に対しては、より適切な報告ができるようにするための取り組みを一層進める。

第7次医療計画における地域医療構想の取り扱い並びに構想区域ごとの地域医療構想調整会議での検討については、地域の実情を十分に反映する仕組みとして実施されるよう、引き続き国に対し提言を行う。

地域に根ざした有床診療所が、安定的・継続的にその機能を果たせるよう、引き続きその意義や重要性について情報発信し、制度上の問題点の改善に努める。また、地域で必要な有床診療所の新規開設がスムーズに行われるよう、医療法上の特例の円滑な運用を求めていく。

病院・有床診療所の防火対策については、消防庁・厚生労働省との連携により諸問題の解決や情報提供に努めるとともに、引き続きスプリンクラー一等に対する補助金の確保を要請していく。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、（高度）急性期から回復期、

慢性期、在宅への移行という切れ目のない医療体制の充実とともに、かかりつけ医を中心とした、国民が住みやすい“まちづくり”を進める。そのために第7次医療計画を見据え、地域包括ケアシステムの仕組みのなかで、機能分化された医療提供体制が“まちづくり”に資するものになるよう、地域医師会との緊密な連携を通じて支援する。

かかりつけ医の重要性が増していくなかで、真に国民が求める、かかりつけ医機能を充実させるため、かかりつけ医機能研修制度の実施や研修会を開催するなど、地域包括ケアや在宅医療推進の大きな流れに沿う取り組みに努める。

これらの取り組みが、各地域においてそれぞれの実情に応じて推進されるためには、地域医療介護総合確保基金の確保・充実が必要である。そのため、都道府県医師会が管下関係団体の意見・要望を取りまとめて行政とともに計画を立案する仕組みの充実をはじめ、計画における事業区分の柔軟化、診療所・中小病院や郡市区等医師会等への適切な配分・実行、適切な内示の方法と時期、地域の実情に応じた柔軟な基金の執行の実現、日本医師会と都道府県医師会等との情報の共有に努める。

この他、関係団体や行政等との連携・協働をもって、以下に係る取り組み等を推進することで、かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・再興を目指す。

- ・公衆衛生の向上
- ・少子化対策への取り組み
- ・成育基本法成立に向けた取り組み
- ・児童虐待防止対策に係る取り組み
- ・健診標準フォーマットの普及による保健情報の一元的管理等を通じた生涯保健事業の体系化に向けた取り組み
- ・適切な予防接種施策の推進
- ・新興・再興感染症発生に備えた取り組み

- ・産業保健活動
- ・健康スポーツ医活動
- ・学童期前の保健と学校保健への取り組み
- ・薬務に係る取り組み
- ・環境問題に係る取り組み
- ・臨床検査精度管理調査
- ・健康食品安全対策
- ・水銀に関する水俣条約や関係法令を踏まえた水銀廃棄物対策

## 11. 医療関係職種等との連携及び資質の向上

患者が良質で安心・安全な医療を受けられるよう、引き続き、医師によるメディカルコントロールの下でのチーム医療を推進していく。

看護職員の需給については、厚生労働省の検討会を通じ、医療現場の実情を反映した需給見通しの策定と、看護職員確保のための施策の実施を求めていく。そのなかで、看護職員の養成については、一義的に国の責任であることを基本とし、地域医療介護総合確保基金における看護師等養成所運営費補助金の確保や実習施設の確保、各種規制の柔軟な運用を引き続き求めていく。養成カリキュラムの見直しについては、医療の進歩や看護職に期待される役割を踏まえつつ、看護職の養成・供給に影響を与えないよう検討を進めていく。

また、今後とも准看護師養成制度を堅持し、准看護師・看護師等学校養成所に対する支援を行う。

さらに、医師の事務負担を軽減し、医師が本来業務に専念できるよう、日本医師会の認定機関における医療秘書養成を推進する。

## 12. 医業税制と医業経営基盤の確立

医療機関の経営の安定・充実に向けて、医業経営に関わる税制の他、地

域医療確保に資する税制などについて検討を進める。とりわけ控除対象外消費税問題については、消費税率 10%への引き上げが平成 31 年 10 月に延期されるなか、与党税制調査会等に対して、抜本的解決を図ることを引き続き要望していく。あわせて、中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において、診療報酬への消費税分上乗せの検証等が正しく行われるよう、引き続き注視する。また、地域医療確保のための医業継続に係る税制上の措置を求めるとともに、事業税非課税措置・四段階制等については、必要に応じデータ収集・分析等を行い、与党税制調査会等に対し、引き続き存続を要望する。

税制要望については、今後とも都道府県医師会、郡市区等医師会との協力により、関係各方面に積極的に働きかけを行っていく。

### 13. 日本医師会年金の運営強化と会員福祉施策の充実

医師年金については、会員・年金加入者対応の一層の円滑化を進めるとともに、業務体制及びシステム対応の充実に努めていく。

また、年金資産の運用については、平成 27 年 1 月末を期して切り替えた新たな資産配分及び運用機関による体制が、今後も安定的かつ効率的な運用結果を実現するよう、中長期的な視点で継続的な改善を図っていく。普及推進面では、『日本医師会雑誌』及び『日医ニュース』へのチラシ同梱による広報、未加入会員への DM 送付等の実施とともに、医師年金ホームページ加入シミュレーション機能が最大限活用されるよう、都道府県医師会、郡市区等医師会の協力を得て、新規加入者年間 1,000 名の受け入れを目標に活動していく。

会員（家族・従業員も含む）が全国のホテルに特別割引価格で宿泊できるサービスシステムについては、提携ホテルの拡充及び利用条件の向上の両面で、さらなる利便性の向上を図る。

## 14. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮

本事業による医療事故紛争の適切な解決を通じ、医師と患者の信頼関係の構築に資するとともに、会員相互の連帯に基づく都道府県医師会との緊密な連携により、医療提供基盤の安定化を図る。

また、医師会のさらなる組織強化に向けた取り組みと、今日の高額賠償化の現状や管理者責任への備えに対し、日医医賠責特約保険の加入者の増加に努め、健全な制度運営と拡充を図る。

さらに、医賠責保険制度における「指導・改善委員会」を通じた医師会内の自浄作用活性化を目指し、医療事故・紛争低減に向けた取り組みを推進していく。

## 15. 今後の大規模災害対策

被災地域の復興にあたっては、“まちづくり”の中心に医療提供体制を考慮することが重要であり、必要な提言を政府並びに関係各方面に行っていく。

日本医師会は、災害対策基本法上の指定公共機関の指定及び被災者健康支援連絡協議会の代表の立場で横倉会長が中央防災会議委員の任命を受けている。これらの責務を果たすため、東日本大震災、平成28年熊本地震等の経験を踏まえ、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等、今後起こり得る大災害を見据えた災害医療対策として、JMAT活動の充実や全体的な質の向上、防災訓練（衛星利用実証実験）の実施などの取り組みを行う。

また、国の防災行政における医療の位置付け強化にも努める。

さらに、大規模災害により、一度に多数の犠牲者が発生した場合の身元確認及び遺体検案について、各都道府県医師会に設置された警察活動に協力する医師の部会等を核とした、全国的な医師の派遣体制を確立する。あわせて、警察庁をはじめとする関係機関、団体、学会等と日本医師会との

間での職種横断的な連携態勢の構築にも努め、発災時の初動体制に万全の備えを行う。

この他、訪日外国人の急増や平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、救急・災害をはじめとする対策を進める。

## 16. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化

国民に選択されるエビデンスに基づいた医療政策の企画・立案に努め、社会保障制度論、国民医療費動向などの中長期的な課題とあわせ、地域医療提供体制、災害対応における医療支援のあり方の他、短期的な政策課題に対応するための調査・研究体制を一層充実強化させた運営を行う。

情報技術の進展にともない、国民の医療・健康情報がビッグデータとして蓄積されつつある。日医総研では、こうしたデータを活用して医療の向上に役立つ研究等を行う。

また、日医総研の活動を幅広く発信していくための方策を検討する。

医療機器（診断支援プログラム、ソフトを含む）は医療現場における医療のニーズに基づくアイデアから生まれることが多い。そのため、医師主導による医療機器の開発・事業化を円滑に進めていくため、そのきっかけとなる窓口を提供し、開発の支援を行うとともに、医療現場における臨床ニーズやアイデアの掘り起こしを図るため地域セミナー等を開催する。

## 17. 日本医師会治験促進センターの運営

国内で未承認あるいは適応外使用されている医薬品等を国民に提供するために、研究者による医師主導治験の実施を支援し、科学的な証拠に基づく質の高い医療の提供に貢献する。

また、わが国の治験等を推進するために、大規模治験ネットワーク登録医療機関のさらなる連携強化に向けた取り組みや、臨床研究審査の支援、研修機会の提供、企業治験の実施機会の提供を行うとともに、広く医師・

国民に対して、治験等の普及啓発に努める。

さらに、今後、臨床研究へ参画する医師の教育研修や治験の実施を目指している地域医師会に対し、治験促進センターが得たノウハウ等を提供するとともに、効率的な治験等の実施体制整備に向けた支援を行う。

## 18. 日本医師会女性医師支援センターの運営

中核事業である女性医師バンクを幅広く周知し、さらなる活性化を図り、復職支援や就業継続の支援に注力する。あわせて、女性医師の勤務環境の整備やワークライフバランス等に関する各種講習会での啓発活動を通じて、女性医師のキャリア形成への支援、女性医師の意志決定の場への参画推進にも取り組んでいく。

また、「大学医学部・医学会女性医師支援担当者連絡会」や「女性医師支援センター事業ブロック会議」等の開催を通じ、情報の共有や意見交換を行い、医師会、大学、医学会、行政等、各団体のさらなる連携の強化を図る。

## 19. 日本医師会電子認証センターの運営

医師資格証の発行拡大に努めるとともに、広報活動を展開し、身分証としての利用シーンを広げ、医師や医療機関を含め広く一般社会への認知度を高める活動を推進する。また、医師資格証を利用する基盤整備事業として、医師資格証を用いた研修会・講演会の出欠管理のためのアプリケーションや、これと連動した生涯教育単位管理システムなどの提供を行い、各学会や各種の指定医講習との連携を進める。さらに、ネットワーク型の電子署名システム・文書交換サービス（MEDPost）・会員専用ポータルサイトなど、医師資格証利用者に様々なシステムを提供することで、医師資格証を活用できる IT 環境を拡大整備する。

この他、日本医師会及び都道府県医師会の会員情報との連携を図り、医



師資格証が会員組織強化、会員獲得のツールとなるよう事業展開していく。